

## 習志野市農業委員会総会議事録

平成25年第 8回習志野市農業委員会総会は平成25年8月21日(水)  
JA千葉みらい習志野支店2階会議室で開催した。

1. 開催時刻 午前9時より

1. 委員の出欠席 18名中 17名出席 欠席 0名

※ 16番は欠番

委員氏名 (網掛けは欠席委員)

1番 村山 龍平	2番 三代川 正夫	3番 中台 孝政
4番 木村 静子	5番 飯生 良	6番 斉藤 健次
7番 市瀬 健治	8番 海老原 健治	9番 田久保 武士
10番 伊藤 和彦	11番 相原 和幸	12番 吉野 吉雄
13番 塩田 幸太郎	14番 合間 正秋	15番 三橋 久吉

会 長 廣瀬 博

会長職務代理者 飯生 正己

1. 議事録署名人 5番 飯生 良 6番 斉藤 健次

1. 議案審議結果

上 程 1件 承 認 1件 不 承 認 0件 審 議 未 了 0件

1. 閉会時間 午 前10時20分

1. 付議事項

・議案第20号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

・報告第15号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

・報告第16号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

<p>議 長</p>	<p>皆様、お早うございます。  只今より平成25年 第8回  習志野市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日は1名の欠員を含め18名中、17名の出席をいただいています。  よって本日の総会は成立いたしました。</p> <p>つぎに、議事録署名人について、「習志野市農業委員会会議規則」  第26条の規定により議長より指名させていただきます。  5番 飯生 良委員、 6番齊藤 健次委員、  両名を指名いたしますのでよろしく、お願いいたします。</p> <p>本日の総会案件は、2件を予定していましたが、議案第21号は  取り下げ依頼があり、取り下げることになりました、詳細に  つきましては後程、事務局より報告いたします。  それでは、議案第20号  相続税の納税猶予に関する適格者証明の証明願について  事務局より、議案の読み上げをお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、議案第20号について朗読させていただきます。  議案第20号  相続税の納税猶予に関する適格者証明の証明願について  下記のとおり租税特別措置法70条の6第1項の規定の適用を受けるための  証明願の提出があったので、証明について審議を求めます。</p> <p>農業委員会受付日      平成25年 8月21日  申 請 日                      平成25年 8月 6日</p> <p>(被相続人)</p> <p>住 所                      習志野市●●●丁目●●番●●号  氏 名                      ● ● ●  職 業                      農 業  相続開始年月日          平成24年●●月●●日  生前一括贈与有無        無  所有農地面積              8,916㎡</p>

(相続人)

住 所 習志野市●●●丁目●●●番●●●号  
氏 名 ● ● ● ●  
職 業 農 業  
生年月日 昭和●●年●●月●●日  
被相続人との関係 ● ●  
同居・別居の別 同 居  
相続開始前農業従事の有無 無  
従事日数 250日

(特例適用農地等の明細書)

1. 習志野市●●●丁目●●●番●の一部

登記地目 : 畑 現況地目 : 畑  
利用実面積 : 3, 256 m<sup>2</sup>  
台帳面積 : 3, 515 m<sup>2</sup>  
市街化区域農地 (生産緑地)

2. 習志野市●●●丁目●●●番●

登記地目 : 畑 現況地目 : 畑  
利用実面積 : 535 m<sup>2</sup>  
台帳面積 : 535 m<sup>2</sup>  
市街化調整区域農地 (農振農用地)

3. 習志野市●●●丁目●●●番

登記地目 : 畑 現況地目 : 畑  
利用実面積 : 1, 094 m<sup>2</sup>  
台帳面積 : 1, 094 m<sup>2</sup>  
市街化調整区域農地 (農振農用地)

4. 習志野市●●●丁目●●●番

登記地目 : 畑 現況地目 : 畑  
利用実面積 : 1, 087 m<sup>2</sup>  
台帳面積 : 1, 087 m<sup>2</sup>  
市街化調整区域農地

5. 習志野市●●●丁目●●●番

登記地目 : 畑 現況地目 : 畑  
利用実面積 : 1, 183 m<sup>2</sup>  
台帳面積 : 1, 183 m<sup>2</sup>  
市街化調整区域農地

	<p>6. 習志野市●●●●丁目●●●●番●</p> <p>登記面積 : 畑 現況面積 : 畑</p> <p>利用実面積 : 1,761㎡</p> <p>台帳面積 : 1,761㎡</p> <p>市街化調整区域農地（農振農用地・特定貸付け）</p> <p>特定貸付けに関して簡単にご説明しますと、平成21年12月15日に農地法の一部が改正になりました。</p> <p>その以前までは、納税猶予の適用を受けるにあたっては、ご本人が農業を継続しなければならないという事が大前提でした。</p> <p>その後改正に伴いまして、人に貸す場合、農業経営基盤強化促進法のみで貸している場合は貸しても納税猶予は受けられない。</p> <p>途中貸している中で、病気とかになった場合、営農困難時貸付制度をとりますとそれに基づいて貸すことも可能になっております。以上です。</p> <p>議長 事務局ご苦労様でした。 続いて、現地調査報告を申請地の地元農業委員であります6番齊藤 健次委員より、お願いします。</p> <p>齊藤委員 第20号 相続税の納税猶予適格者証明書の証明願いについての、調査報告いたします。</p> <p>調査は8月16日に、●●●●さん立ち会いのもと、農業委員15名と事務局2名で行いました。</p> <p>申請地につきましては、案内図にあるとおり●●●丁目の生産緑地、●●●丁目の農地、●●●●丁目の農地、合計6筆すべてを現地調査いたしました。</p> <p>●● ●さんが平成24年●●月●日に亡くなられ、●●の●●さん、妻の●●さんが農業に従事しておりますので、引き続き農業経営を行うため、証明願いを申請したとのことでした。</p> <p>申請のありました農地の管理につきましては、良好でしたが、●●●●丁目●●●●番の農地につきましては、本総会にて、皆様からご意見を伺いたいと思います</p> <p>農業従事日数は●●●●さん250日、●●さん250日と熱心に従事しております。よろしくご審議の程、お願いします。</p> <p>議長 齊藤委員、ご苦労様でした。 続いて、議案第20号の詳細な説明を事務局よりお願いします。</p>
--	--

事務局	<p>議案第20号の詳細についてご説明いたします。</p> <p>申請地につきましては、先程ご説明のありましたとおりです。</p> <p>．．．案内図・公図・写真にて場所的説明．．．．．</p> <p>3番につきましては、昨年農地法3条によって千葉市の方から取得した農地で4・5番については皆さんにご意見を伺ってからと思います。</p> <p>6番は特定貸付けで利用集積として●●の●●●●さんに貸付けています。</p> <p>期間は、平成23年5月7日から平成26年5月6日までの3年間となっています。</p> <p>1番は市街化区域農地ですが、2番から6番までは市街化調整区域となっております。以上です。</p>
議長	<p>只今、事務局より議案第20号の説明がありました、何かご意見・ご質問等ありましたら挙手願います。</p> <p>特に●●●●丁目の申請地4番の貸している農地について、地元として村山委員さんどうですか</p>
村山委員	<p>申請者の●●●●さんには話はしたのですが、トラクターをどこから入れるのか、今、空いている畑から入れているとか言っていました、人に貸していますよね。</p> <p>木が大きくなっていてその所に休憩所のような物がつくられていたので、●●さんに許可にならないと思うので、はずすようにとは言っておきました。</p> <p>今年中にははずすのでよろしく願いますとは言っていました。</p>
議長	<p>現地で、村山委員は、申請者の●●●●さんにその話はしていただいたのですよね。</p>
村山委員	<p>はい、そうです。</p>
議長	<p>先程局長の説明の中で、所有から利用、使用、利用集積で貸すことが本筋ですよという話があったと思いますが、私も今回の件だけではなく、そう感じもしますが。農業委員の一人としてどうなのかなと思いました。</p> <p>他に何かご意見ございますか。</p> <p>津田沼の三橋委員、何かありますか。</p>

三橋委員	4番は、自分で出来ないからと思いますが。
議長	貸している人にはすぐ返してもらうという話で、返してもらったら自分がやりますということでしたが。 関連して海老原委員どうですか
海老原委員	特にはないです。
議長	田久保委員いかがですか。
田久保委員	特にはないです。
議長	事務局、補足説明等ありましたらお願いします。
事務局	<p>現地調査に行った時に確約書的なものを提出させてもらう旨お話がありました。今年の4月1日から来年の6月末までは人に貸す、それ以降は自分で耕作するという内容の文書を提出されて、これでどうでしょうかということでしたが。</p> <p>税務署と調整をとっているのかお聞きしました。</p> <p>おそらく調整はしていても絶対に認められるものではありません。</p> <p>それはなぜかと言うと、この適格者証明書の中で昨年●●月●●日に相続が開始されておりますので、納税猶予が正式に開始されるのが原因日から、10か月後なので●●月●●日時点で必ずご本人が耕作するという条件でなければ受けられません。</p> <p>●●月●●日までに農地を返還してもらい、それ以後は自分で耕作するか、農業経営基盤強化促進法に基づき農地を貸すなどでなければ証明書は発行出来ません。</p> <p>19日に●●さんと協議し申請書の内容を訂正し申請し直したものでございます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>他に質問等があれば</p>
合間委員	書類の関係ではいいのですが、税務署が見に来て、農業委員会が書類上で出してあの現状で証明した場合、習志野市の農業委員会はおかしいだろうとなりますよね、現状ではね。
事務局	今の状況で来られた場合であれば、●●月●●日には、返してもらうという猶予期間はあると思うのですが。当初の来年の6月末のままであればうちで証明していれ

	<p>ば習志野の農業委員会自体はかなり疑問視されます。</p> <p>その中では●●月●日までには戻すという事で文書を出していただくことで 正当な理由はたつと思います。</p>
合間委員	書類だけ出して現地がこれではだめだと言われた場合におかしくなるからね。
事務局	●●さんには良く検討した中で、4番については削除して出していただく方法 もあるという説明もし選択していただいて文書を出していただくことになった というのが事実でございます。
議 長	他に何かあれば三代川委員
三代川委員	基本的なことで申し訳ないですが、平成21年の農地法の改正で農地を貸すことが できることに成りましたが、相続で取得した農地をその後、農地を貸すことができ るという事になると相続を受けた時は自分でやるよと言って、それ以降農業経営基 盤強化促進法に基づいて、人に貸すことができるとそういうことですか。
事務局	そのとおりでございます。申請日以前に農業経営基盤強化促進法に基づいて 貸していた農地を相続で取得し、その後、継続して貸すこともできます。
三代川委員	この件は。
事務局	この件はただ相対で貸しているの、法律上認められず、不許可となります。 特定貸付、これが法律で認められている行為なので、相対で貸しているというの はそれ自体だめです。 農地法3条でも貸し借りは可能ですがこれも法律上は認められない行為です。 あくまでも農業経営基盤強化促進法による特定貸付になりますので。
三代川委員	わかりました。
事務局	では、なぜ特定貸付で行った行為は法律上認められるのかというと利用集積に なりますが、利用集積は認定農業者に貸すという事が大前提です。 認定農業者とはどういう人なのかというと年間従事日数、収益を定めて間違い がない人たちです。
議 長	他に質問等が無ければ、採決に入ります。

<p>議 長</p>	<p>議案第 20 号  相続税の納税猶予に関する適格者証明の証明願について  賛成の方は挙手願います。  全員賛成を持ちまして、議案第 20 号の  相続税の納税猶予に関する適格者証明の証明願について  証明書を発行することに決しました。</p> <p>続いて、報告第 15 号及び 16 号の  「農地転用届出書の受理通知の交付について」につきましては  事前にご覧いただいていると思いますが、ご質問が有れば挙手願いま  す。</p> <p>続いて、7 月 31 日に八千代市民会館において  新任農業委員研修に市瀬委員が参加いたしました。  本市からは、市瀬委員ただ 1 人の参加でお疲れ様でした。  報告や感想が有れば、お願いしたいのですが如何でしょうか？</p>
<p>市瀬委員</p>	<p>・・・・・・・・市瀬委員報告・・・・・・・・</p>
<p>議 長</p>	<p>市瀬委員、ありがとうございました。  以上で総会を終了いたします。</p>